# 入所利用契約書

(以下「利用者」)と社会医療法人愛仁会 介護老人

保健施設つくも (以下「当施設」) は、当施設が要介護状態と認定された利用者に 行う施設支援について次のとおり契約します。

## 第1条 (契約の目的)

当施設は介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを目的とします。

#### 第2条(契約期間)

この契約の契約期間は、利用者が介護老人保健施設入所利用契約書を当施設に提出した ときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元 引受人の同意のもと、新たに契約を交わすこととします。

## 第3条(身元引受人)

利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ①行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ)であること ②弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本契約上当施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連携して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること
  - ②入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が 到来しているものの額に関する情報を提供します。

## 第4条 (利用者からの解除)

利用者は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、本契約に基づく入所利用を解除することができます。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

## 第5条(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合は、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

①利用者が要介護認定において非該当(自立)又は要支援と認定された場合

- ②当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅に おいて生活ができると判断された場合
- ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの 提供を超えると判断された場合
- ④利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を 督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ⑤利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗 中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たに身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用してもら うことができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本契約に基づく入所利用は終了します。

#### 第6条(利用料金)

利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、本契約に基づく介護保健施設サービスの対価として、重要事項説明書<介護保健施設サービスについて>の利用単位ごとの料金をもとに計算された月毎の合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月 20 日までに発行し、所定の方法により交付する。 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の 27 日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者及び身元引受人から、1 項に定める利用料金の支払いを受けたときは、 利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定 の方法により交付します。
- 4 当施設は、入所時に保証金を預かる場合は利用者又は身元引受人により同意を得たうえで、 入所時に保証金として、保険給付の事項負担額、居住費及び食費等利用料の合計 2 か月分 相当額をお預かりし、万一、利用料のお支払いが滞った場合には、この保証金から充当さ せていただき、退所時にお支払いの過不足を生産することといたします。

#### 第7条(記録)

- 1 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録をサービス提供した日から5年間保存します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を 徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証責務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、 利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用 者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことがで きます。

#### 第8条 (身体の拘束等)

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

#### 第9条(秘密の保持及び個人情報の保護)

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を重要事項説明書のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については法令上介護関係事業者が行う義務として明記されていることから情報提供を行なうこととします。

- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ②居宅介護支援事業所(地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕)等との連携
- ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- ⑥介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

#### 第10条(緊急時の対応)

当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、 又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

#### 第 11 条(事故発生時の対応)

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、 協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者 及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

## 第12条 (要望又は苦情等の申出)

利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書でエレベーター前に設置する「施設長へのホットメール」に投函して申し出ることができます。相談窓口として、大阪府福祉部高齢介護室施設課、吹田市役所高齢福祉室、国民健康保険団体連合会においても対応できます。

## 第13条(賠償責任)

介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

## 第14条(利用契約に定めのない事項)

この契約書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

## 第15条(契約委任)

当施設はこの契約に関することについて、施設長に委任することとします。

上記契約を証する為、本書2通を作成し、利用者、事業所が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日		年 月	<u> </u>			
【契約者氏名・施設名】						
事業者	所在地	大阪府大	:阪市西淀川	区福町三丁	目2番39号	
	契約者名	社会医療	法人 愛仁	会		
	代表者名	_ , , ,	髙岡 秀	幸		
事業所	所在地			34丁目7番2	•	
	施設名				保健施設つく	ŧ
	管理者名	施設長	山本  於	宏		
	説明者氏名					
利用者						
工刀	<u></u> <u>−</u>					
電話番号						
	-					
氏名						
利用者の身元引受人						
住所	₸					
電話社	爷号					
<b>丘</b> . 夕						
八石						
契約書第10条3項,緊急時の連絡先						
住所 〒 <u>-</u>						
•						
電話番	等号					
氏名						